

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第86号

京都市会計規則の一部を改正する規則

第1条 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 会計管理者は、保健福祉局生活福祉部保険年金課長の職にある出納員に、地方自治法（以下「法」という。）第231条の3第3項前段の規定による処分に係る取立てにより給付を受ける金銭（国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料に係る徴収金であつて、収納機関（特徴金融機関を除く。）への払込み及び区出納員による領収が困難であると認められる場合に限る。）の収納に関する事務を委任する。

第29条第1項各号列記以外の部分中「地方自治法（以下「」及び「」という。）」を削る。

第38条第1項中「除く。」の右に「以下この条において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、京都市野外活動施設花背山の家条例に規定する使用料を領収した場合における当該使用料の収納機関への払込みの手続は、別に定める。

第38条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、「（特徴金融機関を除く。）」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「、第1項」を「、第1項本文」に改め、「（特徴金融機関を除く。）」を削る。

第43条の2第1項第2号イ中「限る。）、」の右に「同条例別表第2(1)の項に掲げる手数料（本市以外の者が設置する端末機（同項に規定する本市以外の者が設置する端末機をいう。以下この条において同じ。）による申請に係るものに限る。）若しくは」を加え、「若しくは同条例別表第7に掲げる手数料（租税その他公課に関する証明書（所得証明書（個人の所得の額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。以下この条において同じ。）及び課税証明書（個人の市民税及び府民税の額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。以下この条において同じ。）に限る。）に係るものに限る。）」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同項第19号イ中「に関する証明書」を「の納税に関する証

明書、所得証明書（個人の所得の額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。）及び課税証明書（個人の市民税及び府民税の額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。）並びに評価証明書（固定資産評価額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。以下この号において同じ。）及び公課証明書（固定資産評価額及び固定資産税の課税標準額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。以下この号において同じ。）」に改め、「（固定資産評価額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。）」及び「（固定資産評価額及び固定資産税の課税標準額を明らかにすることができる市長の証明書をいう。）」を削り、同号エ中「別表第7」を「別表第6」に改め、「（租税その他公課に関する証明書（所得証明書及び課税証明書に限る。）及び」を削り、「に限る。）（いずれも）」を「であって、」に改め、「に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第18号とし、同項第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条第5項第3号中「限る。）、」の右に「同条例別表第2(1)の項に掲げる手数料（本市以外の者が設置する端末機による申請に係るものに限る。）若しくは」を加え、「若しくは同条例別表第7に掲げる手数料（租税その他公課に関する証明書（所得証明書及び課税証明書に限る。）に係るものに限る。）」を削る。

第69条第2項各号列記以外の部分中「（前条第5号に掲げる経費については、当該概算払を受けた日の属する年度の終了後）」を削る。

別表第2 1第3号を次のよう改める。

(3) 南部クリーンセンター所長

別表第2 1中第63号を削り、第62号を第63号とし、第61号を第62号とし、第60号を第61号とする。

別表第2 1第59号を次のように改める。

(59) 第二児童福祉センター総務課長

別表第2 1中第59号を第60号とし、第42号から第58号までを1号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 保健福祉局生活福祉部保険年金課長

別表第2 1中第77号を削り、第78号を第77号とし、第79号から第95号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第56号 都市計画局都市景観部景観政策課長」を「第56号 削除」に、「第63号 南部クリーンセンター管理課長」を「第63号 南部クリーンセンタ

一所長」に、「第79号 建設局都市整備部整備推進課長」を「第79号 削除」に、
「第108号 銅駝美術工芸高等学校事務長」を「第108号 美術工芸高等学校事務
長」に、「第140号 第二児童福祉センター長」を「第140号 第二児童福祉セン
ター総務課長」に改める。

第8号様式に次のように加える。

領 収 書											
第	号	No.									様
年度											
金 額	百	十	万	千	百	十	円	(区)分任 出納員印			
<p>ただし</p> <p style="text-align: center;">として、上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">うち消費税及び地方消費税相当額 円</p> <p style="text-align: right;">※適用税率 %</p> <p>取引年月日 年 月 日</p> <p>領収日 年 月 日</p> <p>京都市 (登録番号)</p> <p style="text-align: center;">京都市(区)出納員 職名 氏名 印</p>											
----- 12センチメートル -----											
原 符											
第	号	No.									納
年度											
金 額	百	十	万	千	百	十	円	(区)分任 出納員印			
<p>備考</p> <p style="text-align: right;">うち消費税及び地方消費税相当額 円</p> <p style="text-align: right;">※適用税率 %</p> <p>取引年月日 年 月 日</p> <p>領収日 年 月 日</p> <p>京都市 (登録番号)</p> <p style="text-align: center;">京都市(区)出納員 職名 氏名</p>											

備考1 2部複写とする。

2 原符は、厚紙とする。

3 特別の理由があるときは、会計管理者の承認を得て、この様式に準じ適宜変更を加えることができる。

領 収 書									
第 号	No.								
年度									
金 額	百	十	万	千	百	十	円	(区)分任 出納員印	
ただし									
として、上記の金額を領収しました。									
うち消費税及び地方消費税相当額								円	
※適用税率								%	
取引年月日		年	月	日					
領収日		年	月	日					
京都市 (登録番号)									
京都市(区)出納員			職名			氏名			印

12センチメートル
原 符

原 符									
第 号	No.								
年度									
金 額	百	十	万	千	百	十	円	(区)分任 出納員印	
備考									
うち消費税及び地方消費税相当額								円	
※適用税率								%	
取引年月日		年	月	日					
領収日		年	月	日					
京都市 (登録番号)									
京都市(区)出納員			職名			氏名			印

備考1 この様式は、金額の一定したものに用いる。

2 2部複写とする。

3 原符は、厚紙とする。

4 短時間に多数の領収書の発行を要する場合は、2及び3にかかわらず、厚紙とし、そのうち、1片は裁断することができるものとし、かつ、適宜の寸法とする。

第13号様式に次のように加える。

8 一般用

領 収 書						
第 号						様
No.						
年度						
会計						
金額	百		千			円
<p>ただし</p> <p style="text-align: right;">として、上記金額領収しました。</p> <p style="text-align: right;">うち消費税及び地方消費税相当額 円</p> <p style="text-align: right;">※適用税率 %</p> <p>取引年月日 年 月 日</p> <p>京都市 (登録番号)</p> <p style="text-align: right;">京都市公金収納受託者 印</p>						

領 収 済 通 知 書						
第 号						納
No.						
年度						
会計						
金額	百		千			円
<p>ただし</p> <p style="text-align: right;">として、上記金額領収したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">うち消費税及び地方消費税相当額 円</p> <p style="text-align: right;">※適用税率 %</p> <p>取引年月日 年 月 日</p> <p>京都市 (登録番号)</p> <p style="text-align: right;">京都市公金収納受託者 印</p>						

原 符						
第 号	納					
No.						
年度						
会計						
金額	百			千		円
備考						
うち消費税及び地方消費税相当額						円
※適用税率						%
取引年月日		年	月	日		
京都市 (登録番号)						
京都市公金収納受託者						印

12センチメートル

15センチメートル

備考 3部複写とする。

第47号様式中「課長補佐・」を削り、

「 会計管理者	を	「 市(区)会計管 理者
---------	---	-----------------

に、「京都市会計管理者」を「京都市

市(区)会計管理者」に改める。

第48号様式中「課長補佐・」を削り、

「 市(区)収入役	を	「 市(区)会計管 理者
-----------	---	-----------------

に、「京都市(区)収入役」を「京都

市(区)会計管理者」に改める。

第67号様式中「または」を「又は」に、「下さい。」を「ください。」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「京都市(区)収入役」を「京都市(区)会計管理者」に改める。

第70号様式中 「収入役」 を 「会計管理者」 に改め、「課長補佐・」を削り、

「あて先」を「宛先」に、「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に改める。

第88号様式中 「収入役」 を 「会計管理者」 に改め、「課長補佐・」を削り、

「あて先」を「宛先」に、「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に改める。

第2条 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2 1第73号を次のように改める。

(7) 土木みどり事務所長

別表第2 1中第75号を削り、第76号を第75号とし、第77号から第94号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第46号 北部みどり管理事務所長」を「第46号 削除」に、「第50号 京北・左京山間部土木事務所長」を「第50号 京北・左京山間部土木みどり事務所長」に、「第52号 南部みどり管理事務所長」を「第52号 削除」に、「第113号 北部土木事務所長」を「第113号 北部土木みどり事務所長」に、「第115号 左京土木事務所長」を「第115号 左京土木みどり事務所長」に、「第117号 東部土木事務所長」を「第117号 東部土木みどり事務所長」に、「第119号 南部土木事務所長」を「第119号 南部土木みどり事務所長」に、「第120号 西部土木事務所長」を「第120号 西部土木みどり事務所長」に、「第121号 伏見土木事務所長」を「第121号 伏見土木みどり事務所長」に、「第137号 西京土木事務所長」を「第137号 西京土木みどり事務所長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月8日から施行する。

(会計室)